

平成22年 秋の全国交通安全運動実施要綱

実施期間 9月21日（火）から9月30日（木）までの10日間
【交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（木）】

目的 この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 安全は 自ら うちから 地域から

運動の基本 高齢者の交通事故防止

- 運動の重点
- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進）
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



統一主要行事

行事名	実施日	内容
初日街頭指導・広報の日	9月21日（火）	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導を行い、期間中行われる各種活動の取組意識を高める。
飲酒運転根絶推進の日	9月24日（金）	県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「飲酒運転をさせない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶を目指す。
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（木）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」の運動に併せ、全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの正しい着用について広報活動の強化、高齢者を対象とした交通安全講習会の開催や高齢者宅訪問指導などの交通事故防止対策を推進する。

静岡県交通安全対策協議会

《運動の基本》 高齢者の交通事故防止

「高齢者の交通事故防止」を運動の基本とし、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者に対し、高齢者に対する保護意識の醸成を図り、交通事故を防止する。

- 1 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
- 2 高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- 3 高齢運転者等専用駐車区間制度が導入されたことの周知徹底
- 4 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の実践
- 5 いたわりゾーン等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

《運動の重点》

1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故（特に、反射材用品等の着用の推進）

各機関・団体共通

- (1) 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
 - ア 反射材用品、明るい服装等の着用効果に関する広報啓発活動の推進
 - イ 衣服、履物、身の回り品への反射材等の取組の促進
- (2) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車ルールを遵守した安全利用の促進
- (3) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (4) 早めのライト点灯と反射材の着用促進



2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

各機関・団体共通

- (1) 全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることの周知と着用の徹底
- (2) 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底
- (3) チャイルドシートの安全性能に関する情報提供



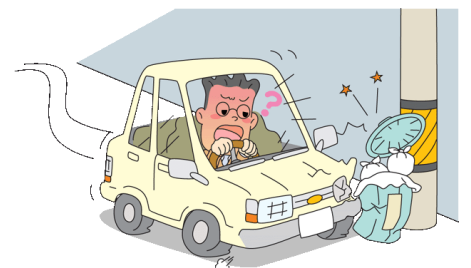
3 飲酒運転の根絶

(1) 各機関・団体共通

- ア 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進と飲酒運転根絶気運の醸成
- イ 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- ウ アルコールチェッカー等を活用した指導、啓発の実施

(2) 企業・飲食店関係

- ア ポスター等各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底



4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施